

# 第6部

## 南海トラフ巨大地震対策等

これまで、東海地震は予知の可能性が高い地震とされてきましたが、平成25年に中央防災会議の下に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」で、現在の科学的知見からは確度が高い地震の予測は困難との報告がなされました。

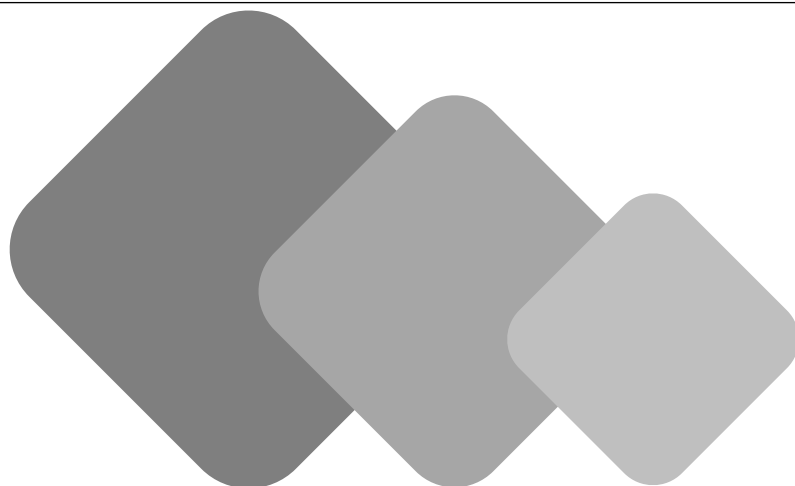
これにより、内閣府では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を今後に行わないこととし、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになりました。

この運用開始に伴い、東京都では大規模地震対策特別推進法に基づく東海地震の事前対策について、今後の運用は行わないこととしています。

そこで、下記のとおり当面の対応を行うこととします。

### 記

- 1 大規模地震対策特別措置法に基づく「目黒区地域防災計画 第6部 東海地震事前対策等」の運用は今後行わず、「目黒区地域防災計画 第6部 南海トラフ巨大地震対策等」とする。
- 2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、区民に対し今後の備えについて呼びかけ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、情報収集・連絡体制の整備、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等必要に応じて実施する。
- 3 東海地震及び南海トラフ巨大地震に関する今後の目黒区地域防災計画の修正については、国の法律改正及び東京都の方針等を踏まえて検討する。





# 第1章

## 南海トラフ巨大地震対策



## 第1節 対策の考え方

東京都では、内閣府が平成24年8月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）を踏まえ、都における詳細な被害を明らかにするため、東京都防災会議の地震部会において検討を進められてきました。

平成25年5月に、その結果が「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」報告書として公表され、令和4年には、その内容の更新が図られました。

南海トラフ巨大地震は、東海地震を包括した最大級の地震です。被害想定を受け、目黒区において必要な対策を示します。

## 第2節 対策の方向性・到達目標

東京都の被害想定によれば、区内の震度分布は、震度5弱から震度5強となっており、第1部において示した首都直下地震等の想定結果より低くなっています。

建物被害・人的被害、ライフラインの被害は、首都直下地震等の被害想定よりも大きく下回ると想定されることから、これまでの対策を推進することが、南海トラフ巨大地震への備えとなると考えられます。